



番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
5	該当なし	中野雄介氏は、公認会計士として財務、会計および経営管理に関する深い知識と企業経営を統治する十分な知見を有し、その専門的見地から当社の監査を行っていただいています。また同氏は、他社の社外取締役、当社および他社の社外監査役として企業経営に関わっています。今後も独立した立場で、これらの経験や高い見識を当社の監査に反映していただけると判断し、選任しています。 また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（4. 補足説明をご参照）および証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。
6	当社は、倉橋雄作氏が2023年3月まで所属していた中村・角田・松本法律事務所より、必要に応じて法律上のアドバイスを受け、報酬を支払っていますが、当社「社外役員の独立性に関する基準」（4. 補足説明をご参照）で定める軽微基準を満たし、同氏の監査役としての独立性に影響を与えるものではないことから、その概要の記載を省略しています。 なお、当社は、同氏が所属する倉橋法律事務所より、過去に必要なに応じて法律上のアドバイスを受け、報酬を支払っていましたが、現在取引はありません。	倉橋雄作氏は、弁護士としての実務経験により培われたコーポレートガバナンス、リスクマネジメント、企業法務に関する高い見識とともに、海外経験によるグローバルな視点を有しています。また同氏は、これまで他社の社外取締役（監査等委員）や社外監査役として企業経営に関わっています。こうした豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、選任しています。 また、同氏は当社の定める「社外役員の独立性に関する基準」（4. 補足説明をご参照）および証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

#### 4. 補足説明

「社外役員の独立性に関する基準」は、以下当社ウェブサイトに掲載しています。  
<https://www.nissha.com/company/governance/index.html>

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
  - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
  - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
  - 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
  - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
  - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。